「市区町村子ども家庭総合支援拠点」運営指針(案) に関する構成員の主な意見(第1回~第5回)

①:第1回WG、②:第2回WG、③:第3回WG、④:第4回WG、⑤:第5回WG

区 分	主な意見
1. 趣旨・目的	 ③指針の冒頭に、作成目的・趣旨などを記載することで、指針の位置づけが分かりやすくなる。 ④趣旨、目的の最初が虐待相談から入ってしまっているのは問題。新しい市町村にあったシステムが作られていく中で、趣旨、目的は非常に重要。 ④拠点の目的に偏りがある。改正児童福祉法第3条及び第10条を踏まえ、そのための拠点であることを明確にすべき。 ④法律には、市町村は実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整、その他の必要な支援を行うための拠点の整備をしなければいけないと書かれているため、これだけのこと担う拠点ということを明確にすべき。 ④ポピュレーションからハイリスク、全ての子ども家庭の支援といった拠点の目的を明確にすべき。 ④目的は法改正を反映し、全ての子どもをということで合意。 ④市町村が担う役割は、ポピュレーションからハイリスクまでで納得するが、市町村の担う役割の全部を支援拠点が担うわけではない。支援拠点の位置づけは、よりハイリスクの部分を担うのではないか。そうでなければ、巨大な組織になり過ぎてしまう。 ④大きな枠組みをしっかりと市町村の中に位置づけ、市町村は全ての家庭に対しての養育を保障する責任があるのだということを打ち出していただきたい。 ④拠点は、スクリーニングをするものではなく、支援を行って養育の負担を減らすためのもの。そういう意味では、対象は地域に住んでいる子育て世帯全てが対象となる。 ④市町村は全ての子どもを対象に支援をしていかなければいけないことを明記すべき。いつの間にか、要支援、要保護に特化した組織作りになってしまうことが懸念される。

	区	分	主な意見
			④全ての子どもたちの中でも、特定妊婦、要支援、要保護といった手の届きにくい子どもたちをしっかりと支援の中に入れていく。今までは家庭児童相談室がやっていたようなところを、職員配置も含めしっかり作っていくものと考える。
			④理念としてはすべての子ども家庭とするが、母子保健や保育で既に対応しているので、そこに適切につないでいくことと、もう少し要支援など手薄なところを載せていくイメージではないか。
			④理念を施策に移していくには段階があり、行政は計画に基づいて動くため、計画がなければ理念を実現していくのは難しい。
			⑤全ての子ども家庭を支援したという意味は、虐待の予防なのだということを明確にし、そういう脈絡の表現を全体にしておく必要がある。
			⑤コミュニティー・ソーシャルワークなどの用語を使う際に、用語の定義をどこかに書いた方が良い。
			⑤ソーシャルワークという単語が日本の子育て環境の中でなじむのか。市町村で業務を行う際には、相談援助とか 相談支援といった単語を使うのが標準的。
			⑤相談援助、相談支援となると、相談者との一対一の関係しか見ていないようになってしまう。ソーシャルワーク としてシステムを動かしていくという感覚が必要。ソーシャルワークという単語を広めた方が良い。
			⑤保健の分野では、コミュニティー・ソーシャルワークというよりは、ソーシャル・キャピタルという用語がなじんでいる。保健の分野だけではなく、教育や経済分野でも理解されやすい表現。
			⑤1の(4)の「子育て世代包括支援センターや要保護児童対策地域協議会との関係整理」というところを、「子育て世代包括支援センターや要保護児童対策地域協議会・要保護児童対策調整機関との関係整理」とした方が分かりやすい。
2. }	実施主体		②専門性の高いサポートをするには、直営で担うのは難しい。民間の力を最大限活用しながら、連携することが必要。
			安。 ①民間団体に委託する場合に、公的な支援業務も含めて行うのであればガイドラインが必要。②民間だけの運営では、庁内のコーディネートなど様々な課題が生じるため、行政の中にも担当部署を作り、ケー

区	分	主な意見
		スワークを受け付ける担当者が必要。
		②指定管理の場合、行政がどこまでやるかガイドラインのようなもので示すことが必要。
		②委託できるとする部分について、全部なのか一部なのか示すことが必要。
		③実施主体について、社会福祉法人等へ委託する場合は、法人の構成員の資格や経験年数などの基準を示すことが必要。
		④実施主体について、市町村が認めた社会福祉法人等に運営の一部を委託するとあるが、業務の一部を委託するものであって、運営そのものを委託するものではない。
		⑤実施主体について、「ただし、市区町村が認めた社会福祉法人等」とされているが、この「等」はどこまでを含む と考えるか。営利企業は想定していないと考えるがどうか。
		⑤例えば社会福祉法人というように限定することである程度の担保もできるが、縛りにもなる。社会福祉法人で良いと思うが、限定するのもどうなのかと思う。
		⑤ガイドラインなどで、守秘義務をどう担保していくのか、どう相手と取り交わしていくかということが書かれれば、ここでは少し広がりを持っても良い。
		⑤家事援助などの部分的なところで、営利企業が入ってきてもおかしくもない。あまり狭めない方が良い。
		⑤予算の問題で、プロポーザルとか競合していくときには安くあげるということを避けなければならない。どこが やるかというよりも、非常に公的な意味合いの高い仕事のため、その辺をどのように担保するかという方に重点 を置いた方が良い。
		⑤業務の一部を委託する時に、例えば職員をどこかの団体から派遣してもらい、相談業務に特化した支援員を置くことで、同一の相談員がずっと関わることができる。人材については柔軟な活用ができるようになる。
		⑤個人情報を扱っているので、その担保が必要になるなど、そのチェックがされない場合には委託はできないということを記載した方が良い。
		⑤「情報管理、家族アセスメントに必要な情報が柔軟な提供されるように保障されること」や「責任の所在、情報管理体制についての担保」といったことの記載が必要。
		②狭い市町村というのは、広域で対応していくことを検討しなければならない。
		④町村から大きな市に委託できるとしても良いのではないか。
3. 対象		③支援対象は、児童虐待に特化せずに、医療的ケアの必要な子ども、身体障害、経済的困難など、困りのある家族 ごとに把握し、必要な支援を提供することで、子どものウエル・ビーイングに焦点を当てた真のケアシステムが 構築される。

区	分	主な意見
		②支援対象は、要支援児童、保護者といった個人ではなく、子ども家庭とし、関係性を含めたシステムとして考え なければならない。
		③市町村が子ども家庭支援を担う、支援の中心は市町村、それをやる拠点を設けるものであって、虐待対応だけを やるものではない。
		②支援拠点は、新たな社会的養育という観点から市町村の役割を考えると、要保護に限定すべきではなく、すべて の子ども・家庭を視野に入れることが必要。
		②支援対象は、全ての子ども家庭とし、その中で虐待を受けた、あるいは虐待を受けたとされる子ども達の支援に は、十分な力をもって対応していくことが必要。
		④支援対象は全ての子ども家庭となるのか。その場合、相談に入ってこないものも全てが対象となると、どのように 具体化できるのかイメージができない。
		②支援対象者は、要保護、要支援レベルと絞り込んで集中的に支援を行うべき。
		②新たな拠点は要支援家庭から要保護家庭を対象とし、その上で、一般の家庭や気になる家庭を対象とする地域子 育て支援と新たな拠点はしつかり連携するとしてはどうか。
		③支援対象は、要支援児童、要保護児童、特定妊婦及びその家庭として、具体的には各市町村の実情に委ねるのが 適当と考える。(付記するならば、「広く全ての子ども・家庭を視野に入れながら、その必要度に応じて必要な支 援を拠点として行っていく。」とするか。)
		③支援対象については、何故拠点を作らなければならないのかということを明確にすることが必要。要保護児童、 要支援児童、特定妊婦等を支援の対象として考えなければ、何のために拠点をつくるのか疑問。
		④対象について、具体的に支援をしているところでは、要支援と言っても良い。ただし、全体に対しポピュレーションアプローチが行われていて、問題があればハイリスクとみなして対応することを考えた場合の対象はもっと広がる。
		③虐待か否かにこだわるのではなく、緊急性のあるケースや困難なケースを要保護児童対策地域協会の中で取り組んで、その中で支援方策を進めて行く拠点であるべき。
		②支援対象については、要保護、要支援と定義で悩む話ではなく、どういう関わりなのか、緊急度なのかというと ころで議論するのではないか。

X	分	主な意見
		③支援対象は、定義論に拘泥すべきではなく、緊急なのか、重大なのかが重要。
		 ③ポピュレーションアプローチが必要ということ、心配な子どもにはしっかり関わること、本当に危ない子どもは児童相談所がしっかり関わることについては合意されている。拠点がどこを担うものなのか整理が必要。 ②広場などを利用した全ての子育て家庭を網羅的に見るやり方と、専門機関として他の機関からの相談でつながるやり方など、自治体に応じてその機能を付ければ良いと思うが、全体の子育て家庭との連携が上手くできていないところもあるため、もう少し幅広い形で対応していかなくてはならない。 ③「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」では、市町村の拠点が包含する形で検討していたが、法律になって、ポピュレーションアプローチが外へ出たイメージになってしまった。 ②虐待通告があって保護できない子ども達を、保護の対象と考えるのか、支援の対象と考えるのか住み分けが必要。
		②どういうリスク、兆候があれば要支援児童として把握して上げていくのかが重要。 ③要保護児童対策地域協議会と拠点の支援対象の重なりをどのように整理するのか。
		④拠点は、支援だけを担うものではないが、なぜ支援対象なのか。
		⑤対象はもう少し明確にして、「区域内の全ての子ども」とした方が分かりやすい。
		⑤対象のところで、「重点的に行う」というと、この中で重点がここになってしまう。今の市町村の少し弱いところを「強化」するという考え方の方が良い。
4.業務内容		 ③支援内容は、改正児童福祉法第10条の2の順番(実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整、その他必要な支援)に沿って整理した方が良い。 ②支援内容については、「調査を行う」とか「情報を受ける」など、少し強めの言い方が必要。 ④全体的に「必要に応じ」、「必要な」ではなく、具体例を1つ入れることが必要。 ④支援内容が全て「要支援、要保護児童に関し」となっていることは問題。例えば実情の把握は、要支援、要保護児童だけについて実情を把握するものではない。

区	分	主な意見
		④市区町村が何をやるべきか具体論を詰めなければいけない場合に、ポピュレーションで全てというように、抽象 論的に目的を書けば良いというものではない。具体論の中がどれぐらい変わってくるのか。どうやって有限な資 源を配分しようかというところも考えなければいけない。
		④大きな枠組みの中で制度を変えようという動きだということを理解した上で、今までなかったものを構想していくことが必要。これから長い時間をかけて、具体論を形成していくという作業を続けていかなければならない。
		④ポピュレーションアプローチといった場合に、具体的にどのように書き込まれるのかが分からない。④市町村が行っている各種サービスの全てをつなぐところと、もう少し要支援のところで支援機能も持つということで合意。
		④拠点という場所を1つ作り、そこでいろいろな支援を行うというよりは、要支援への支援を手厚くする。また情報をきちっと把握して、様々なリソースを有機的につないでいく機能をあわせ持つことで合意。
		⑤拠点は、何を担う拠点なのか、機能という意味なのか。市町村が見たときに、これは何をすれば良いのか不明。 幅広になり過ぎている気がする。
		⑤利用者支援事業は、要保護家庭から一般家庭まで網羅するような形で位置づけを描いており、そことの整理も見 えると分かりやすい。
		⑤子育て世代包括支援センターも、場所の名称ではなくて、機能、仕組みの名称と言われているので、そことの整理も必要。
		⑤市町村の責任を果たすための拠点。確かに機能だが、場所がなければ責任を果たせないのであれば場所も必要。⑤一つの機関で担うのか、幾つかに分かれるのか、または委託という形で出すのかは、それぞれの自治体が考えれば良い話。ここで機能や、やるべきことを打ち出しているので、現場として混乱はないと考える。
		⑤地域での自立支援がとても重要。生まれたときから自立支援までの縦軸のことも、そういう支援の流れがあると いうことを書き加えた方が良い。
(1)子ども家 係る業務	庭支援全般に	⑤母子保健事業とのつながり、子育て世代包括支援センターとのつながりが非常にクローズアップされており、10 代後半の支援に比べ特化されている。

区 分	主な意見
	⑤子ども家庭支援全般に関わる業務の下に、もう少し全体を見るという趣旨を入れ、その中で「実情の把握」「相談対応」「総合調整」を入れた方が良い。
①実情の把握	 ④拠点は、関係機関と連携しながら情報を集約し、ニーズがある、あるいはリスクがある家庭を積極的に把握し、要支援の程度に応じて支援を行う。 ⑤実情の把握については、「市区町村内に所在するすべての子ども」というように、管内の子ども全てを網羅的に把握するという趣旨を加えた方が良い。 ⑤「把握を行う」の前に「常に継続的」という文言を入れ、管内にいる子どもを網羅的に、かつ時間的にも継続的に把握するということで、補強的な文言にした方が良い。 ⑤「実情の把握」の「保育所、幼稚園等に在籍していない乳幼児を含む」という言い方が、乳幼児に特化されたようなイメージを持たれてしまう。10代後半の要保護、要支援児童も含まれるような記載が必要。 ⑤学校教育や保育との関わりで見えてくることも、同じようなトーンで書き込む方が良い。特に不登校や中退学を含んで。
②情報の提供	
③相談等対応	③個別ケースの相談対応については、虐待防止法に基づく虐待通告、児童福祉法に基づく要保護児童の通告、改正 児童福祉法に基づく要支援児童等に対する情報提供の受理を盛り込むべき。 ⑤「③相談対応」について、新たに加わった児童相談所からの送致を受理して行う対応も、記載が必要。
④総合調整	⑤「④総合調整」は、支援を実際に行いつつ調整をしていくということから「支援を行うとともに」と入れてはどうか。
(2)要支援児童及び要保証 児童等への支援業務	⑤「重点的に行う」ではなく、「強化を図る」とした方が良い。
①危機管理とその対応	⑤市町村に通告があった場合に、安全確認をしなければいけないため、記載した方が良い。⑤危機対応をしなければいけないかどうかを判断して、必要に応じて、児童相談所に送致も考えなければならない。 その上で、今度は調査やアセスメントに入る。
②支援	③支援内容は、指針のようにもう少し詳細に定めるべき。支援の前提として集めるべき調査事項の記載も必要。

区	分	主な意見
		 ③支援計画の作成について、拠点が支援計画を作るのではなく、関係機関とともに個別会議を開催し、情報を共有し見立てを行いながら作成することについて記載が必要。 ③支援計画については、関係機関が共通の目標を立て、当面の課題を持ち、役割を分担し取り組む。またフィードバックをしながら、目標に向けて支援を共同で行うことが必要。 ④支援計画の作成について、保護者や子どもの意見や参加ということを視野に入れることが必要。 ⑤「④支援及び指導等」に、記録について「管理・保管する」と整理されているが、責任を持って市町村が情報管理しておくことを、一つの重要な機能として位置づける必要があるのではないか。 ④行政は、様々な法令の中で動いているが、それが有機的につながっていない。それぞれがばらばらで動くことを
		防ぐ必要がある。 ①保護者(利用者)に対して、相談窓口の敷居を低くし、使える情報を提供することが必要。 ①何かあったときは市町村に通報する仕組みはできているが、窓口に好んで虐待や支援の相談をしてくる人は居ないため、予防してくれる場所というのも必要。
		①助けを必要としている親が、続けて行きたいと思うバリエーションや選択の余地を残し、親に寄り添う支援者が連携を図り、全体を眺めていくことを意識して関わり続けることが重要。①支援は、子どもや親の問題などに関するアセスメントを適切にした上で、地域の社会資源をソーシャルワークしながら、的確なアセスメント、見立てから介入プランを立て、そのプランの見直しを適宜やっていくようなコミュニティー・ソーシャルワークが基本。
		①社会資源を熟知していなければ、コミュニティー・ソーシャルワークはできない。拠点は、そのコミュニティー・ソーシャルワークを中心に行うべき。①(拠点のモデルとしている)子供家庭支援センターでは、保護者が精神疾患もしくは疑いがあったり、DV やアルコール依存症の問題など、子どもの虐待とは非常に綿密につながっていて、家族を総体で見るというソーシャル
		ワークが重要。 ③「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」では、市町村が責任を持てる体制、地域をベースにした ソーシャルワーク機能を持つ事が大事という議論が根っこにあった。 ②相談だけでなく、在宅支援サービスのコーディネートが必要であるが、対象を要支援家庭まで広げ、養育支援訪問事業、ショートステイ事業等に加えて、一時預かりやファミサポの利用も増やしていく必要性がある。

区	分	主な意見
		②ケースワークができるなど、相談を受けた後に動ける拠点にすることが必要。
		②ケースの情報も重要だが、関係機関においてキーパーソンを考えながらマネジメントしていくことが重要。
		③支援及び指導について、関係機関とともに役割分担をすることが必要。また、サービスの提供は拠点が行うのではなく、関係機関と協議し、調整をした上で提供を行うことについて記載が必要。
		③市町村指導は、初めての制度のため、責任の権限の所在などある程度明確にする意味でかき分けが必要。
		③要保護児童対策地域協議会の調整機関にしても、子ども家庭支援の拠点としても重要なのは、責任を持つこと。
		③要保護児童対策地域協議会の支援機能は、市町村毎に温度差があり、必要な支援ができていない。その支援の仕組みとして養育支援や家事援助まで含めて、市町村が総合的に行うための拠点。
		③要保護児童対策地域協議会は大事だが、個別対応に追われてしまい、マネジメント機能が弱い。そういう意味で 支援の拠点の整備するものと理解している。
		③市町村が今までやってきた母子保健や子育て支援を適切に行い、ポピュレーションとして安心して子育てができるように、子どもが守られるようにという仕組みを作り、尚且つ、心配な子どもについては拠点という言い方で調整機能をやっていくものと理解している。
		②一時預かり事業や、ファミリー・サポート・センター事業などでも、困難な家庭を把握しているため、そこに関わる者の育成機能も必要。
		②外部に委託しているものを含め、既存の事業をどれだけ整理して、拠点に包含できるか検討が必要。
		②既存の機関をコーディネートしながら、どの事業とどの事業を組み合わせて支援に結びつけたら良いのか、調整 できる機関が必要。
		②今ある事業を最大限活かしながら、それを調整して包括的に支援に結びつけていくシステムの構築が必要となり、 それにはコーディネーターが庁内の様々な部署の事業を把握できるかが重要。
		②地域子育て支援拠点事業の担当者、利用者支援事業の担当者など、在宅養育家庭への支援、または予防的に地域 資源として関わる可能性のある団体に対しての巡回指導やスーパーバイズ、ケース会議等への参加促進等。
		②児童福祉司と市区町村担当者、都道府県と市区町村のズレを埋めていかなければ、拠点機能や通所・在宅による 指導措置が効果的に行うことはできないのではないか。
		②市町村の拠点として最低限求められる標準的な内容が示されるべき。
		③児童福祉司指導は、都道府県毎にバラツキがある中で、拠点が児童福祉司指導の委託に対して、どのように対応 すべきか記載することが必要か疑問。地域の実情や、都道府県ごとの考え方や対応も必要。

	区	分	主な意見
			③児童相談所も、児童福祉司指導の対応に差があるため、都道府県レベルでの整理も必要。
			③児童相談所からの委託を受けて行う支援内容については、個別ケースの対応の相談、調査、指導の中につけ加えるか、最後に別途「6」として追記するか。
			⑤あくまでも児童福祉司指導の措置をとるのは児童相談所のため、そこは明確にしなければいけない。例として、 支援を受け入れられないような保護者に対して、児童相談所が行政処分として児童福祉司指導の措置をかけ、そ して市町村が支援に入るという形で書いたらどうか。
			⑤児童相談所からの送致については、「③相談対応」のところに置いて、危機対応のところにも重複して置いても良いのではないか。
			⑤指導委託については、行政処分の主体がどこなのかというところは明確にしてほしい。行政処分の主体は児童相 談所なので、児童相談所がそれなりの資料を提示して説明をするという文言を、どこか入れていただきたい。
			⑤児童相談所が措置解除や変更を行う前に、協議を行うことが必要。「前に」というところは絶対に落としてほしくない。
			⑤「支援を適切に受け入れられない親などに対して、児童相談所の措置という行政処分を背景に行われる支援である」という点は市町村にとって良い内容。また、支援を適切に受け入れられない親というのは介入の難しい親のため、そこも児童相談所の行政処分みたいな文言があると、市町村はより入りやすい。
			⑤児童相談所と市町村が一緒に取り組んで協働するときに、支援的な関わりをしながら、児童相談所がもう少し権 限を持った形での強い関わりを行うというケースがあることを記載する。
			⑤上手く親が支援に乗らないときに、また児童相談所がちゃんと支援に乗るように言わなければいけない。また、 その親に必要な介入と並行してやるというところを記載した方が良い。
(3	3)関係機関	との連絡調整	②拠点は、単にリソースが1つ増えたということにならないよう、ソフト事業として、しっかりとしたネットワークを構築することが必要。
			③連携を強化しましょうではなく、何をすることが連携なのか具体的に書かなければならない。
			②支援拠点と児童相談所の役割分担のマニュアルの作成、協働のあり方について記載し、共同でアセスメントを行うことが大事。
			③即座に児童相談所で措置になるような重度のケースの場合は、要保護児童対策地域協議会に出てこない場合がある。先々帰ってくることを考えると、市町村がそういった重度のケースについても把握することが必要。

区	分	主な意見
		②市と児童相談所がどういった形で連携していくのか、施設からの対象児童をどのような形で支援に入っていくの かなど議論が必要。
		②都道府県との関係が触れられていないため、施策方針を提示する必要があるのではないか。
		③総務省の調査結果で分かるように、児童相談所と市町村の役割分担については、児童福祉司と市区町村職員では 溝があり、連携して効果的に拠点を運営をすることに対して懸念がある。
		③要保護児童対策地域協議会についても、児童福祉司と市区町村職員では、意識にずれがあり上手く連携できていない部分がある。拠点を中心として連携していくことが必要。
		③市町村と児童相談所の連携は、温度差があり非常に難しい。児童相談所との連携は、大変重要なテーマであり、 拠点の指針の中の記載が必要。
		④市町村と児童相談所は分担・連携を図りつつとあるが、基本的に常に協働して行うということが一番大事。
		④情報共有の観点から、児童相談所と支援拠点、市町村を結ぶ情報ネットワークシステムの構築が必要。
		③今ある現状の要保護児童対策地域協議会を大事にする。母子保健側と要保護児童対策地域協議会側に1人ずつコーディネーター役をつくり連携して対応する。また、学校コーディネートするためのコーディネーターを1人つくり連携するイメージが良い。
		②ソーシャルワークとして市町村が機能するためには、社会資源である児童家庭支援センターや民間団体等との連携のあり方を示すことが必要。
		②「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」における障害と高齢者と児童をどう考えるか、周りとの連携についても示すことが必要。
		③拠点は虐待対応だけではなく全ての支援を行うものであるため、要保護児童対策地域協議会に上げるケースは、 関係機関が集まって、対応が必要なケースをピックアップしないとやっていけなくなる。
		②親自身に自覚がない場合は、関係機関も関わりながら通告・相談にのることが必要。
		③関係機関との連携・共同について、実務者会議において調整機関のリーダーが進行支援に責任を持っていることの記載が必要。
		③関係機関との連携について、拠点ができた時に、1つの物ができてばらばらになるというより、それを統合して 共同で対応できる仕組み、機能にすることが大事。
		③要保護児童対策地域協議会や関係機関との連携について記載が足りない。共同の仕組みをどのように制度化する

×	分	主な意見
		か、その中で市町村の責任をどのように位置づけるかが大事。
		⑤児童福祉法の年齢を超えたところもカバーしていく、ちゃんとつないでいくということも含むという記載があった方が良い。
		⑤障害の問題をどう入れ込むか。障害も老人も子どもも一緒に見ていく方向にならざるを得ないため、周りとの関係も少し視野に入れながら記載した方が良い。
		⑤発達障害の長期フォローは文科省に移っており、特別支援連携協議会というものがある。また、障害者の施設推 進協議会は高齢者まで入っており、その中に子ども部会ができて、子どもが参入していっている状況。そういっ たものとのすみ分けをきちんと見ていくことが必要。⑤大人とのサービスの関係や、障害児施策との関係をきちっとつけておくことが必要。
(4) その他の必	要な支援	③その他必要な支援として、非行相談はどうするか。非行相談も、要保護児童又は要支援児童に含まれるため支援 対象となると思うが、養育里親支援等も含めてどこまで対応するのかについては、市町村の実情に委ねるのが適
		当。 ④市区町村では、非行相談、養育、里親支援は行ってきていないため、児童相談所を含めて、経験やノウハウを蓄積している機関が積極的に支援拠点に情報提供することや、研修を含めた経験の伝授をしていくことの記載が必要。
		⑤その他必要な支援として、養子縁組の家庭へ支援を行うとされているが、具体的にはどういったことをイメージ して書かれているのか。丁寧に書いた方が良い。
		⑤その他必要な支援の「協議会の活用などにより」について、「活用(実務者会議や個別ケース検討会など)」ときっちりと書いた方が良い。
		⑤障害の相談については児童相談所から切り離していくイメージもあったと思うが、それをこの拠点が担うのか。 障害相談について、将来的にどんな形になっていくのかを踏まえ、ここの中で少し触れた方が良い。
5. 設置形態等		

X	分	主な意見
(1)類型		③人口区分で3類型を作る場合も、各県の地理的状況や道路・鉄道事情など実情に合わせて県が整理し、国が監督 することが妥当。
		③拠点の区割りには、基幹病院や保健所の設置が含まれた二次医療圏の考え方を反映した方が、市区町村の既存の 事業区分にもそうし、住民に優しいシステムになる。
		④調整機関の中でも、調整的な役割と、相談員の役割がしっかりと意識されることが必要。また、職員配置について考える時に、人口が1万から17万とすると、大きすぎてイメージが難しい。
		④村と町は、福祉事務所もなく、行政の仕組みも異なるため、もう少し違う方法があるのではないか。
		④人口規模について、大体5万~8万ぐらいが割と良い具合の都市。その単位でのどういう形で組み合わせていけるかという考えもある。
		④人口3万人、5万人程度の市が大多数のため、小規模型はもう少し細分化が必要。また、大規模型の場合は、拠点が1つとは限らないため、分散設置もあると考える。
		④人口だけではなくて、広さや分散配置など、地域の実情に合わせて色々なモデル類型を提示していくことが必要。
		④人口に対する基準は必要。子ども 9,000 人に 1 人をイメージしている等記載すれば良いのではないか。
		④政令指定都市と市町村を横並びで考えてしまうと、政令指定都市でも拠点が1か所でも良いのかという話になってしまうため、政令指定都市の場合の考え方についての議論が必要。
		②顔の見える連携ということが大切であり、母子保健でやっているポピュレーションアプローチをベースに、そこ からケアが必要な子ども等に対して関わりを持ち、切れ目なく子育て支援が重なってくイメージが大切。
		③相談から必要であれば支援が届くという仕組みが必要であり、モデルとして、子育て世代包括支援センターと、 地域子ども家庭支援拠点、要保護児童対策協議会拠点(仮称)という形で担うということが考えられる。
		③類型は、何万人から何万人という形で幅を持たせて記載した方が分かりやすい。
		②類型について、要対協と保健所のシステムを分けるのであれば、橋渡しについて示すことが必要。
		③類型において、1人が担当する事件数の目安が必要。
		①0 歳から 18 歳までが対象となる児童館が、虐待予防の拠点施設として考えていけるのではないか。
(2)運営方法	· ···································	③要保護児童対策地域協議会の調整機関としての役割は、拠点の中の一部。
	, , ,	①拠点機能と要対協の調整機関との整理をどうするのか検討が必要。
		③支援対象を、要支援児童、要保護児童、特定妊婦及びその家庭とした場合、要保護児童対策地域協議会の支援対

1	×	分	主な意見
			象と重なるため、整理が必要。 ③拠点は、進行管理の対象としては広いが、支援を直接担う部分は少ないという括りもあるため、要保護児童対策 地域協議会との関係について整理が必要。
			 ③市町村をベースとして、要保護児童対策地域協議会の機能との関係、児童相談所との関係をどうするか整理が必 要。
			③要保護児童対策地域協議会をどのように市町村の中で機能させていくかが重要。基本的には、拠点の中で要保護 児童対策地域協議会を持つことを原則に考えるのが現実的。
			①拠点機能と要対協の調整機関、子育て世代包括支援センターとの関係性の整理をどうするのか検討が必要。
			①子育て世代包括支援センターの法定化・全国展開は必要と思う点と、要対協とかなり構成メンバーやネットワークが重なってくるため、その役割分担や連携、橋渡しをどのようにやっていくか、マニュアルなどに落とし込んだ方が良い。
			②子育て世代包括支援センターとの関係性の整理の他、児童養護施設や児童家庭支援センターなど既存の社会的養 護の支援との関係も整理が必要。
			③拠点と子育て世代包括支援センターを分けて考えることが必要。
			②役所内には、母子保健や精神保健、障害児支援など複数の窓口があるため、支援拠点が関係部署との中でどういった位置づけになるのか示すことが必要。
			③他の社会資源等との関係性については、拠点の機能として最低限はっきりさせておくべきことのみを記載し、その他については、市町村の実情に委ねても構わないとし、書き分けが必要。
			④既に幾つもの機関がありながら、新しい支援拠点を作ることはイメージができない。ポピュレーションアプローチ、要保護児童対策地域協議会、子育て世代包括支援センターなどを含め、全体を支援拠点というのであれば良いのかもしれない。
			④拠点は、これまでのシステムに付加するものではなく、全てを包含するような支援拠点として考えるべき。④支援拠点は、市町村管内の全ての子ども家庭を把握して、適切な支援をやっていく中心になることを記載することが必要。

区	分	主な意見
		④ポピュレーションから要保護まで全体を含めたところが支援拠点の機能とし、子ども全体の支援を考えていく場所ということを意識し、イメージ化したほうが良い。④自治体の中の既存の機構を統合し集中して管理するところと、具体的な支援機能を持つところをセットで考えることが必要。具体的な支援機能は、自治体で行っている様々な施策が有機的につながるようにかさをかける。
		 ④組織の意思決定について、例えば市区町村であれば保育所や保健所とトップが同じため、最終的な意思決定は1つになるが、東京都と23区でいえば、当然意思決定が異なり、それをどう埋めるのかがポイント。 ④母子保健は各市町村の大きな核となるとめ、拠点の中でも上手く運用していきたい。 ④家庭で子育てを行い、孤立し虐待に至るケースなどを把握することがまさに拠点の任務。その中から、支援対象をピックアップして実際の支援を行うのも拠点。そういうイメージで考えられないか。 ⑤「③庁内の関係部局との関係」で、部局の中に子育て支援や保育も入れていただきたい。 ⑤運営方法について、「子育て世代包括支援センターの機能と一体的に支援を実施する」とあるが、この一体的に支援を実施についてもう少し分かりやすく書くことが必要。 ⑤庁内の関係部局については、母子福祉も入れていただきたい。
6. 職員配置		 ①子どもや保護者に関するアセスメントを適切に行った上で、地域の社会資源をソーシャルワークしながら、的確なアセスメントや見立てから介入プランの策定などを適宜行うコミュニティー・ソーシャルワークを基本的に行っことが必要。 ①様々な社会資源をつなぐことも含め、在宅支援を中心としたケースワーク能力を高めていくことが必要。 ②虐待対応は、危険な目に遭う場合があるが、それに対応できる保険がないため、職員のケア、保障が必要。 ②敷居を低くして、結局何もやれなかったとならないよう、ファーストアクセス、フォローの重要性というところでは、力のあるケースワーカーを配置して、柔軟に対応しなければならない旨を示すことが必要。 ③市町村における虐待対応担当窓口職員の経験年数や専門資格については、例えば、少なくとも業務経験年数6か月未満の割合が10%などといった数値目標が必要。 ②専門性を持つ職員の確保が難しくなっている。募集をかけても都市部には集まる傾向があり、市町村には集まらず担い手がいない。 ①在宅支援を強化していくためのリソースをどう作るか、ソーシャルワーク機能をどのように強化するかの観点が必要。

l	×	分	主な意見
			④職員配置は、こういうサービスを行うためには、何人ぐらいの職員が必要になる。という議論が必要。④常勤、非常勤よりも、専従、専任というような書き方が必要。
			④ローテーションで非常勤職員だけで虐待対応の意思決定を行うという話があるため、常にいる人間が何人なのかという指標が必要。
			⑤虐待対応専門員の上乗せ配置について、虐待の相談件数にするよりは、人口比か子どもの人数で最低何人とした方が良い。
			⑤虐待対応専門員という表現は、虐待に特化した支援拠点というイメージが強調される危険性があり、適切ではないと考える。虐待相談件数を基本にしてというよりも、子ども人口で割り振っていくという考え方の方が健全。
			⑤同じ人口でも虐待対応件数には大幅に差があるため、人口の中でちゃんと働けるようなマンパワーを確保しておくことが必要。
			⑤大規模型も様々な人口があるため、カテゴリー化するのではなく、人口比に何人というのをまず書き、その上で それより少ないところに手当てをするという考えの方が良いのではないか。
			⑤子どもの人数で原則は決める。それが最低ラインであり、さらに虐待対応件数分は足すということで合理性はある。
			⑤ケースとして、相談員1人が100人を超える場合には、その100を上限にして、上乗せをすることも必要。
			⑤予算や書類作成などの観点から事務職も必要となるため、記載が必要。
			⑤これはミニマムであるということをどこかに明記していただきたい。
			⑤この基準で減らそうということにならないよう記載があれば、それで良い。
			⑤永久にこの体制ではなく、とりあえずナショナルミニマムとして、こういう体制を全部の市町村でとることが大事。
			⑤現状の人数を下回らないことが前提と書き込むということで、現状を少し強化するということを明確にすることができる。
			⑤子ども家庭支援員は、社会福祉士とか精神保健福祉士等は入れて良いのではないか。
			⑤虐待対応専門員について、市町村における相談業務として、既に保健師など、幾つかの職種の者が対応している

区	分	主な意見
		 事実があることを加味して、もう一度議論が必要。 ⑤心理担当職員について、本当に全ての子ども家庭という中で、子どもや保護者の心理的側面からのケアとなると、すごく幅の広い業務に見える。 ⑤心理担当支援員は、子ども家庭支援員の資格の中の一つにしても良いのではないか。 ⑤心理的な見立ては重要。こういう形で別に出すことで、補助金ももらえプラスになる。中に入れて見えなくするよりは、そういうのをよりやっていくという形で、別にした方が良い。
7. 施設・設備		 ②相談していることを知られたくない保護者は多く、遊びに行ったついでに相談できるという環境設定が必要。 ②気軽に来所できるよう親子の交流スペースの設置が必要。 ②相談室や会議室(情報が漏れない、ある一定の広さ)の確保が必要。 ②市民が相談に訪れやすくするため、相談室を設けるなど、八一ド面の整備も必要。 ④機能があれば拠点となるのか、施設や部署を作って拠点とするのか整理が難しい。 ④市町村全体で行えば良いというものではなく、部門であり、部署であり、特別にきちんと場所があった方が良い。 ④拠点と言えるためには、場所、施設等のスペースの独立性と、組織の独立性、名称がそれにふさわしいものが必要。
その他		 ②拠点の名称については、市民が理解しやすい名称を検討すべき。 ④児童福祉法で拠点と書いてはあるが、そこにどう名前をつけるかはまた別の問題がある。 ④名称について、何かインパクトのある名前を仮称でもつけて説明していかないと分かりにくい。 ②このガイドラインは、運営のガイドラインであるため、どうやってアセスメントするのかなどを示す教科書が別途必要。 ③運営指針のたたき台について、拠点が全ての支援を担うような内容に感じる。要保護児童対策地域協議会や関係機関と連携して支援を行うことについて記載が必要。 ①一定の介入と支援、矛盾するような役割を身近な市民サービスで弁証法的にも統合していくことが期待されていて、それが拠点の整備につながるのではないか。 ②虐待通告があって在宅支援となった時に、拠点にどういう形でつながっていくのか、一定の制度的な枠組みが必要。拠点につながることを担保しておくことが必要。

X	分	主な意見
		④書きぶりが都道府県、市町村という枠組みになっているため、ソーシャルワークという観点で機能するには、対 等な関係という言葉を記載すべき。
		⑤最終的な調整は座長、副座長に御一任いただきたい。